高齢者福祉計画・介護保険事業計画

まんのう町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画（骨子案）

計画期間：令和9年度 ～ 令和11年度

まんのう町

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会　検討用資料

1 策定の背景｜第10期基本指針のポイント

令和8年7月15日　令和8年度全国介護保険担当課長会議において、厚生労働省老健局から基本指針が示されました

2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期計画からは、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となります。第9期までの取組を前提に、次の4つの事項について第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要とされています。

1 中山間・人口減少地域対応

地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定を行います。関係者の意見を聞きながら、人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等について議論します。

2 医療・介護連携

地域医療構想等との整合性を確保するとともに、医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、医療との連携状況を踏まえたサービス提供体制を構築します。

3 高齢者向け住まい

有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえ、サービス提供体制を構築します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等の入居状況も記載事項とされています。

4 人材確保、生産性向上・経営改善支援

都道府県が主体となって構築する介護人材確保のプラットフォームや協議会と連携します。テクノロジーの活用等による生産性向上、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化を進めます。

2 第10期計画における見直しの視点（案）

国の基本指針及び第9期計画（令和6年3月策定）の内容を踏まえた検討の視点です

2040年度を含む中長期推計の反映

見直し

本町の総人口は令和2年の18,325人から令和5年には17,417人へ5.0%減少し、高齢化率は38.0%となっています。第10期計画では2040年度を含む中長期的なサービス見込量の推計を新たに記載します。

認知症施策推進計画の章立てによる新設

見直し

認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、第9期計画で基本目標3（3）に位置付けていた認知症施策を、独立した章として整理します。

中山間・人口減少地域としての対応

見直し

人口減少が続く地域類型を念頭に置いた計画策定が求められています。人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの活用等について、関係者の意見を聞きながら検討します。

医療・介護連携の一層の強化

第9期計画期間中に琴平町と合同で開催してきた仲多度南部在宅医療・介護連携推進会議を活かし、地域医療構想等との整合性を確保しながら協議の場の充実を図ります。

家族介護者支援における実態・ニーズ把握

見直し

基本指針において家族介護者支援の実態・ニーズ把握の重要性が明記されました。第9期計画の基本目標1（5）「家族介護者への支援」を、調査結果を踏まえて充実させます。

地域分析指標を活用した現状把握の充実

基本指針別表1に地域分析指標が新設されました。本町の調整済み認定率は16.8%で、全国（19.0%）・香川県（18.8%）を下回っています。県内・全国との比較分析を充実させます。

3 計画の構成（目次イメージ）（案）

第9期計画の章構成をベースに、第10期計画に向けた新設・追記箇所を示しています

第9期計画の構成（令和6年3月策定）	第10期計画の構成（案）
第1章　計画の概要	**第1章　計画の概要（第10期基本指針の内容に更新）**
第2章　高齢者等に関する現状	**第2章　高齢者等に関する現状（2040年度を含む中長期推計を追加）**
第3章　計画の基本的な考え方	第3章　計画の基本的な考え方
第4章　施策の展開	**第4章　施策の展開（認知症施策の推進を第6章へ移行）**
第5章　介護保険事業の実績と見込み	**第5章　介護保険事業の実績と見込み（中長期推計を追加）**
第6章　計画の推進	**第6章　認知症施策推進計画（独立章として新設）**
資料編	第7章　計画の推進
	資料編

※第9期計画の章名は原本の目次に基づいています。赤枠は第10期計画に向けた新設・追記箇所です。

4 施策体系（案）｜高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第9期計画の基本理念・6つの基本目標を継承し、認知症施策の位置付けのみを見直します

基本理念　地域で支え合う、高齢者が住みよい　住み続けたいまちづくり

基本目標1 安心して介護サービスが受けられる体制づくり	基本目標2 介護予防・重度化防止の推進（保健事業と介護予防の一体的な取組）	基本目標3 地域包括ケアシステムの推進	基本目標4 地域共生社会の実現	基本目標5 就労支援と生きがいづくりの推進	基本目標6 安全・安心な暮らしの確保
（1）介護給付サービスの充実	（1）介護予防給付サービスの充実	（1）地域包括支援センターの機能強化	（1）地域における支えあいの促進	（1）就労・就業の促進	（1）交通安全・事故防止対策の推進
（2）介護サービスの質の確保・向上	（2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実	（2）医療・介護連携の強化	（2）地域課題の解決力の強化	（2）多様な社会参加の支援	（2）地域での防犯・防災対策の推進
（3）持続可能な介護保険制度の構築	（3）自立支援・重度化防止の推進	**（3）認知症施策の推進　⇒第6章へ移行**	（3）地域を基盤とする包括的支援の強化	（3）生きがい活動の支援	（3）虐待防止の推進
（4）福祉・介護人材の養成・確保	（4）健康づくり、疾病予防の推進	（4）生活支援・介護予防サービスの基盤整備	（4）暮らしやすい生活環境の整備		（4）権利擁護の推進
（5）家族介護者への支援	（5）医療サービスの充実	（5）安心して暮らせる住まいの確保			（5）成年後見制度の利用推進
					（6）感染症対策に係る体制整備

※第9期計画の施策体系に基づいています。基本目標3（3）「認知症施策の推進」は、第6章「認知症施策推進計画」として独立させる案としています。

5 施策体系（案）｜第6章　認知症施策推進計画

認知症基本法第14条に基づく市町村認知症施策推進計画として、4つの基本目標・21施策で構成する案です

基本目標Ⅰ 認知症への理解促進と共生意識の醸成

1. 認知症サポーター養成講座の開催
2. チームオレンジの整備・活動支援
3. 認知症に関する普及啓発
4. 学校における認知症教育の推進
5. 企業・事業所への認知症理解促進
6. 認知症本人の声を活かした事業の推進
7. 認知症に関する相談窓口の周知・広報

基本目標Ⅱ 認知症の予防・早期発見・早期対応の推進

1. 認知症予防に資する社会参加・通いの場の充実
2. 認知症初期集中支援チームによる支援
3. 認知症疾患医療センターとの連携体制の構築
4. 認知症ケアパスの普及啓発

基本目標Ⅲ 認知症の人と家族への相談・支援体制の充実

1. 認知症地域支援推進員の活動促進
2. 認知症カフェの運営支援
3. 家族介護者への支援
4. 若年性認知症の人への支援（県連携）
5. 成年後見制度利用促進・権利擁護体制の整備
6. 認知症本人の意思決定支援の推進

基本目標Ⅳ 地域で支える認知症共生社会の基盤整備

1. 認知症本人の社会参加・活躍推進
2. 高齢者等SOSネットワークの運用
3. 高齢者等位置情報検索サービスの運用
4. 認知症施策の推進に必要な調査・評価の実施